

## 国民健康保険の保険証を利用される方へ

# 第三者行為でケガや病気をした場合は、 「第三者行為による傷病届」の提出が 義務づけられています。

(国民健康保険法施行規則第32条の6)

第三者によるけがや病気で、国民健康保険の保険証を使って治療を受けたときには、第三者行為による傷病届の提出が必要です。

第三者行為により治療を受けた場合、その治療費は、本来、加害者が負担しなければならないものです。第三者行為による傷病届の届出がされない場合、国保から加害者へ請求ができないため、治療費を国保が負担することとなり、国保加入者の保険税の負担増加にも繋がってしまいます。

### 第三者行為とは…

#### 交通事故（バイクや自転車、歩行中の事故を含む）



#### 他人の飼い犬（動物等）にかまれたとき



#### けんか等の傷害事件に巻き込まれたとき



#### 購入食品や飲食店等での食中毒



以下のような場合は、国保は使えません。

- 勤務中又は通勤中の事故（労災保険の適用）
- 自らの不法行為（飲酒運転や無免許運転等）による事故
- 既に加害者と示談を済ませてしまったとき

**詳しくは、下記問合せ先にご連絡をお願いします！！**

<問合せ先> 日置市 健康保険課 国民健康保険係 TEL：099-248-9421